

第5章 土 壤 汚 染

府では、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）及び土壌保全対策要綱（昭和46年7月策定）に基づき、昭和46年度から継続して重金属類による土壌汚染概況調査を実施してきた。

昭和54年度においては、土壌保全対策要綱の改正（昭和54年8月15日）が実施され土壌環境基礎調査に変更された。この調査は、土壌統群、土壌区及び地域性を勘案し、水田にあつては、おおむね300haに1地点、畑、樹園地にあつては、おおむね150haに1地点を選定基準としている。この基準に基づいて水田30地点、畑、樹園地10地点の計40地点（21市町村）を選定して土壌を採取し、このうち10地点について分析調査を行った（要綱により1カ年に10地点を実施することとなっている。）。

分析は、土壌中の特定有害物質（カドミウム、銅及び砒素）の含有量及び土壌と同一地点で採取した農作物の可食部における特定有害物質（カドミウムに限る。）について行った。

調査の結果は、いずれの地点においても特定有害物質による汚染は認められなかった（表2-5-1）。

表2-5-1 土壌環境基礎調査結果（昭和54年度）

（1） カドミウム及びその化合物

項 目	カドミウム濃度 (ppm)	痕跡以上	0.4 以上	1.0 以上	計
		0.4 未満	1.0 未満		
土 壤	水 田	8 地点	1 地点	0 地点	9 地点
	樹 園 地	1	0	0	1
農 作 物	玄 米	9	0	0	9

(2) 銅及びその化合物

項目		銅濃度 (ppm)	痕跡以上 10未満	10以上 20未満	20以上 100未満	100以上 125未満	125以上	計
土壌	水田		8 地点	1 地点	0 地点	0 地点	0 地点	9 地点
	樹園地		1	0	0	0	0	1

(3) 砒素及びその化合物

項目		砒素濃度 (ppm)	痕跡以上 5未満	5以上 10未満	10以上 15未満	15以上	計
土壌	水田		9 地点	0 地点	0 地点	0 地点	9 地点
	樹園地		1	0	0	0	1

(注) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では ①カドミウムは玄米1キログラムにつき1ミリグラム以上 ②銅は水田の土壌1キログラムにつき125ミリグラム以上 ③砒素は水田の土壌1キログラムにつき15ミリグラム以上含まれる地域を農用地土壌汚染対策地域の指定要件としている。